



隆安知財ニュースレター

目次

隆安ニュース	-----	1
■ アジア法律雑誌 ALB が「Top 30 China Domestic」ランキング発表 隆安は14位		
■ 隆安が ALB CHINA REGIONAL LAW AWARDS 2021 授賞式に出席、4部門で受賞		
■ 隆安は LexisNexis と連携して「隆安オンライン講座」の公開配信を開始		
■ 隆安は広東省弁護士協会と連携して「イノベーション企業の金融と紛争解決」フォーラムを開催		
中国知財ニュース	-----	1
■ 国知局が「商標審査及び審理指南」を公表 2022年1月1日から施行		
■ 「特許権質権設定登録弁法」の解説		
■ 北京知識産権法院が中国初の医薬品特許リンケージ事件を受理		
■ WIPO が「世界知的財産指標 2021」を発表		
隆安判例解説	-----	3
■ Youku 公司 VS 百度公司情報ネットワークの伝播権侵害事件		

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

隆安ニュース

■ アジア法律雑誌 ALB が「Top 30 China Domestic」ランキング発表 隆安は 14 位

アジア法律雑誌 Asian Legal Business (ALB) は、2021 年「Top 30 China Domestic」を発表した。隆安法律事務所は、中国最大規模の総合法律事務所の一つとして、優れた専門性、卓越した総合力との業界評価により「Top 30 China Domestic」ランキング 14 位を獲得した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/Fi06vUE3ppE4TrJR-GKINw>

■ 隆安が ALB CHINA REGIONAL LAW AWARDS 2021 授賞式に出席、4 部門で受賞

ALB CHINA REGIONAL LAW AWARDS 2021: THE COASTAL AREAS 授賞式が広州康莱德ホテルで開催された。隆安は、優れた業績を以って躍進し、「Dispute Resolution Law Firm of the Year: The Coastal Areas-Non-local」、「Employment Law Firm of the Year: The Coastal Areas-Non-local」、「North Coastal China Law Firm of the Year」、「East Coastal China Law Firm of the Years-Non-local」の 4 部門でノミネートされた。

<https://mp.weixin.qq.com/s/EuBwaVb0w-Dfn64Q4mnAIg>

■ 隆安は LexisNexis と連携して「隆安オンライン講座」の公開配信を開始

隆安は、2020 年 2 月 22 日から無料オンライン講座の配信を開始し、今までに計 74 回のオンライン講座を提供した。隆安は、各領域の専門家を招き、新法規の解釈、典型判例の解説、最も注目されている法律問題の分析等をテーマとする講座を配信し、受講者の方々からの好評を得ている。

「隆安オンライン講座」をより多くの方々へ提供するために、隆安は、LexisNexis と連携して、今までに配信した 74 回の講座を知的財産権コーナーと会社法コーナー等の分類に分けて、LexisNexis の公式サイトでの公開配信を開始した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/L4oxA5Yg-0SvxH-54mYIRw>

■ 隆安は広東省弁護士協会と連携して「イノベーション企業の金融と紛争解決」フォーラムを開催

2021 年 11 月 9 日、北京市隆安(深セン)法律事務所は、広東省弁護士協会香港・マカオ・台湾&外事工作委員会と連携して、第 4 回中国国際輸入博覧会---「イノベーション企業の金融と紛争解決」フォーラムの広東省部会を開催した。広東省弁護士協会陳方副会長、広東省弁護士協会香港・マカオ・台湾&外事委員会副主任の熊代現弁護士等がフォーラムに参加した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/ceQ450ND4cpDo0I0LSIN-w>

中国知財ニュース

■ 国知局が「商標審査及び審理指南」を公表 2022 年 1 月 1 日から施行

国家知的財産権局は、「商標審査及び審理指南」を 2021 年 11 月 16 日に公表した。この「商標審査及び審理指南」は 2022 年 1 月 1 日から施行される。この施行に伴い、現行の 2016 年 12 月度版の「商標審査及び審理基準」は廃止される。

当該審理指南は、「形式審査と事務作業編」と「商標審査審理編」の 2 つの部分から構成されている。このうち「商標審査審理編」では、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願の審査審理」、「商標の同一、類似の審査審理」等 17 の項目が含まれている。

<https://mp.weixin.qq.com/s/LznvlyFJ5H0TDhl1RHL-ew>

■ 「特許権質権設定登録弁法」の解説

2021 年 10 月 15 日、「特許権質権設定登録弁法」が公布され、同日より施行された。

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

改正弁法は、第 6 条、第 7 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条などにおいてより重要で実質的な修正が行われた。主な修正内容は以下の通り：

(1) 承諾方式による登記手続き

当事者の承諾に基づく方式により設定登記手続きができることを明確にし、当事者が承諾書を提出した場合、身分証明、変更証明、取消証明などの証明書類の提出を必要としない旨規定された。国家知識産権局は、案件の事後監督管理を強化し、虚偽の承諾に対しては相応の信用喪失懲戒措置をとる。（第 7 条、第 13 条、第 14 条、第 20 条）

(2) 未登記状況の削減

当事者がリスクを受入れる場合には登記を許可することで、未登記案件の削減を図る。（第 11 条）

(3) 登記審査期間の短縮

審査期間を 7 営業日から 5 営業日に短縮し、オンライン申請の場合には、さらに 2 営業日に短縮する。また、変更や抹消に係る審査期間も明確化した。（第 10 条、第 13 条、第 14 条）

(4) 登記関連サービスの最適化

インターネットでのオンライン処理の提供（第 6 条）、質権設定登記資料の閲覧及び複製手順の明確化（第 16 条）、紛争の発生または保全措置が講じられる場合における特許権が喪失する可能性がある旨の早期警告情報の質権者による適時な通知（第 19 条）などに関する修正が行われた。

https://mp.weixin.qq.com/s/F_d08bx5jiG4A01EcCiXuw

■ 北京知識産権法院は中国初の医薬品特許リンケージ事件を受理

中国では、改正特許法の第 76 条に医薬品特許紛争早期解決システム、いわゆるパテントリンケージの規定が新設された。これに併せて、国家薬品監督管理局と国家知的財産権局は「医薬品特許紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」を、最高裁は「最高裁による医薬品の登録申請に関連する特許権紛争民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」をそれぞれ公布した。これにより、紛争解決メカニズムの具体的手続き及び対応に関する整備は概ね完了し、北京知的財産権裁判所に管轄権が集中することとなった。

この程、北京知的財産権裁判所は、改正特許法の施行後初めての医薬品特許リンケージ事件を受理した。

中外製薬株式会社（原告）は、訴訟対象の特許、ZL2005800098777.6「エルデカルトールソフトカプセル」（艾地骨化醇軟胶囊）に基づく医薬品の発売許可者である。原告は、温州海鶴薬業有限公司（被告）が国家薬監部門に「エルデカルトールソフトカプセル」という名称のジェネリック医薬品の販売許可申請を提出していることを知った。医薬品特許情報登録プラットフォームの公開情報によると、被告はジェネリック医薬品について 4.2 類の陳述を提出している。従って、原告は、特許法第 76 条に基づき、北京知識産権法院に当該ジェネリック医薬品が本件特許権の保護範囲に含まれることの確認を求めた。北京知識産権法院は、原告の提訴が医薬品特許リンケージ訴訟の提訴条件を満たしているとして受理した。

<https://bjzcfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2021/11/id/6365442.shtml>

■ WIPO が「世界知的財産指標 2021」を発表

2021 年 11 月 8 日、世界知的財産権機関(WIPO)は、ジュネーブで「世界知的財産権指標」報告書を発表した。中国は、多くの知的財産権指標において世界のトップを占めている。

報告書によれば、中国国家知識産権局（知財局）が昨年受理した特許出願は 150 万件で世界 1 位となり、2 位の米国（59.7172 万件）の 2.5 倍以上だった。さらに、

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

中国が保有する有効特許数は 310 万件に達して世界 2 位となり、2019 年から 14.5% 増加しており、2020 年における有効特許数の増加ペースが最も速い国になった。

商標に関しては、2020 年に世界全体で 1,720 万件の区分において約 1,340 万件の商標出願が行われた。うち、指定された区分数は約 13.7%増加し、11 年連続の増加となった。中国の商標出願件数は、約 930 万件で世界 1 位となり、以下、米国、イラン、EU、インドが続いた。

また、世界全体で、約 110 万件の意匠出願が行われ、対前年比で 2%増加した。2020 年、中国の知的財産権局は 770,362 件の意匠出願を受理しており、世界全体の 55.5% を占めていた。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/17/art_55_171469.html

隆安判例解説

■ Youku 公司 VS 百度公司情報ネットワークの伝播権侵害事件

「事実概要」

Youku 公司(原告)は、ドラマ「永遠の桃花～三生三世」の情報ネットワーク上での伝播権を独占していると主張した。原告は、百度公司(被告)に Youku 公司の情報ネットワーク伝播権が百度雲¹のユーザーによって侵害されている旨の通知を行ったが、その後においてインターネット上で 11000 件以上の百度雲シェアリンクを発見した。この事実に基づき、原告は、被告が通知を受け取ったにもかかわらず直ちに権利侵害リンクを切断することなく、原告の権利を繰り返し侵害しているユーザーを排除せず、更に権利侵害(アップロード、保存、係争作品の共有等の違法行為)を阻止するための技術手段も講じなかったため、これらの行為(不作為)は Youku 公司の情報ネットワークの伝播権を侵害すると主張して裁判所に提訴し、被告に対して、侵害行為の差止及び 2900 万元の損害賠償、3 万元の合理的な支出の支払いを求めた。

一審裁判所は、被告が原告の通知を受けた後、直ちに全ての権利侵害リンクを切断しなかったことにより一部の権利侵害リンクが長時間存し、侵害範囲を拡大させたと判断した。従って、拡大した損害について、被告はユーザーと連帯して責任を負うべきと判断し、被告に 100 万元の損害賠償と 3 万元の合理的な支出の支払いを命じた。二審裁判所は一審判決を維持した。

「判決」

被告が必要な措置を取っていないと認定した一審裁判所の理由は、以下の通り。

- (1) 被告は、通知を受けた後、直ちに全ての権利侵害リンクを切断しなかった。
- (2) 被告は、ユーザーのリンクシェア行為を阻止しなかった。
- (3) 原告の権利を重複侵害するユーザーに対して、ID の停止等の必要な措置を取らなかった。

「隆安解説」

(1) ネットワークサービス提供者の対応措置が遅滞したか否かの判断は、最終的な実施効果に依拠している。

本件において、一審裁判所は以下二つの状況に基づき判断している。

- a. 権利を侵害しているリンクの数；及び
- b. 係争作品が関連リンクによりシェアされた回数。

本件において、被告が通知を受け取った後における権利侵害リンクの切断率は 64% で、原告が提示した 11000 件余りの権利侵害リンクのうち、24 時間以上存続していたリンクが 4000 件、48 時間以上存続していたリンクが 2000 件であった。このよう

¹ 「(百度云/バイドゥン)」とは、中国で最大の検索エンジン『百度(バイドゥ)』が運営しているクラウドストレージサービスです。無料で 1 アカウント最大 2TB (2000GB) の容量を、インターネット上に持つことができ、その領域でファイルの保管や共有を行うことが可能です。」

な事実に基づき一審裁判所は、被告が通知を受け取った後、直ちに有効な対応措置を行わず、全ての権利侵害リンクを切断しなかったと判断した。

(2)「民法典」1195条の規定によれば、ネットワークサービス提供者が取るべき対応措置はリンクを切断するだけでなく、削除、遮蔽などの必要な措置も含まれている。本件において、裁判所は、被告がその他の合理的な措置を積極的に取らなかったと判断した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/8QWzZdhyK8EG34G-W2vg7g>